

令和5・6年度 競争入札参加資格審査申請要領

— 建設工事 —

令和5・6年度に山形市(上下水道部、済生館を含む)が発注する建設工事に係る競争入札に参加を希望される方は、下記により受付を行いますのでお知らせします。

1. 受 付

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請書等の提出は <u>原則郵送</u> とさせていただきます。	
郵送による提出	
期 間	令和5年1月16日(月)から2月28日(火)【必着】 ただし、本社が市内にある事業者の方は2月10日(金)必着とします。 なお、 <u>2月1日以前にお送りいただく場合は</u> 、申請内容は令和5年1月31日現在の状況等を記載のうえ、申請日は2月1日としてください。
宛 先	〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 山形市まちづくり政策部管理住宅課 工事契約係
そ の 他	受理票返信用の定形封筒(宛先明記のうえ84円切手貼付)を必ず同封してください。
登録有効期間	2ヵ年度(令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)
資格審査基準日	令和5年1月31日
評価対象期間	令和3年1月1日 から 令和4年12月31日
注 意 事 項	(1)「樹木管理業務」(せん定・害虫駆除・雪囲い等を通年で行うもの)の入札参加を希望する場合の申請は、競争入札参加資格審査申請(建設工事)「業種：造園工事」の手続きによりおこなってください。 (2)提出する書類は、書類番号2のみA3判で、ほかはA4判で提出してください。 (3)書類番号4～15、19～26は綴りひもで綴り提出してください。 (フラットファイル不可) なお、 <u>書類番号4、6は綴ったものと別に1部綴り込まずに提出</u> してください。
そ の 他	申請関係書類は、まちづくり政策部管理住宅課(山形市役所9階)窓口にて配付するほか、山形市公式ホームページからダウンロードできます。 ○山形市公式ホームページ https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp 申請関係書類の郵送による取り寄せを希望する場合は、「建設工事」と明記のうえ、210円分の切手を貼付した返信用封筒(A4サイズ封筒)を郵送してください。また、「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等」両方の申請関係書類を希望する場合は、その旨明記のうえ返信用封筒には250円分の切手を貼付してください。

問合せ先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市役所まちづくり政策部管理住宅課 工事契約係
電話 023(641)1212 内線 462・463 FAX 023(624)9902
〒990-0836 山形市南石関27番地
山形市上下水道部総務課 契約係
電話 023(645)1177 内線 224・226 FAX 023(645)1922

2. 提出書類 [◎…必ず提出 ○…該当する場合に提出 ×…提出不要]

書類 番号	提出書類	注 意 事 項	本社の住所	
			市内	市外 (県内・県外)
1	受 付 票	(綴り込まずに提出)	◎	◎
2	総 括 表	記入要領・記入例(本書P5~11)を参照 (綴り込まずに提出)	◎	◎
3	資本関係等のある会社等調書	記入要領・記入例(山形市公式ホームページより ダウンロード)を参照 (綴り込まずに提出)	○	○
4	競争入札参加資格審査申請書	記入要領(本書P5)を参照 (綴ったもののほかに1部綴り込まずに提出)	◎	◎
5	暴力団排除に関する誓約書		◎	◎
6	経審の総合評定値通知書(写)	審査基準日がR3.6.30~R5.1.31の範囲内のもの で、かつ、最新のもの ※上記の総合評定値通知書が、申請書提出日時時点で有効期限 (審査基準日から1年7ヵ月)が切れているものである場合 は、最新のものと合わせて2部提出してください。 (綴ったもののほかに1部綴り込まずに提出)	◎	◎
7	営業所一覧表	本社が市外にある場合のみ	×	○
8	委 任 状	委任先を設ける場合のみ	○	○
9	使用印鑑届	入札・契約において実印以外の印鑑を使用する場 合のみ	○	○
10	印鑑証明書(原本)	申請書提出日の直前3ヵ月以内に発行されたもの	◎	◎
11	納税証明書 (写しでも可)	申請書提出日の直前3ヵ月以内に発行された、 <u>未納 の税額がないことを証明するもの</u>		
	○全事業者 法 人・個 人 消費税及び地方消費税 ※その3(法人にあってはその3の3でも可、個人事業主についてはその3の2でも可)		◎	◎
	○山形市に本社又は委任先の登録がある事業者 法 人 法人市民税及び固定資産税(令和3年度及び令和4年度のもので、発行日にお いて納期到来分に未納税額がない証明書) ※法人市民税の申告納付の期限が未到来のため、令和4年度の法人市民税が証明され ない場合は、令和3年度及び令和4年度のものに加えて、令和2年度の証明書も提 出してください。 ※共有名義の固定資産税がある場合は、その証明書も提出してください。		◎	○
	個 人 市民税、固定資産税及び国民健康保険税(令和3年度及び令和4年度のもので、 発行日において納期到来分に未納税額がない証明書) ※共有名義の固定資産税がある場合は、その証明書も提出してください。 《市税の納税証明書交付申請方法については別紙「市県民税の証明申請」記入例を参照》			
○山形市に本社又は委任先の登録がない事業者 法 人 法 人 税 ※その3(その3の3でも可) 個 人 所 得 税 ※その3(その3の2でも可)			×	○

書類 番号	提出書類	注 意 事 項	本社の住所	
			市内	市外 (県内・県外)
12	工事経歴書	直前2年分 (直前年度の決算が確定していない場合は、その前の2年分でも可)	◎	◎
13	事業協同組合調書	事業協同組合の場合のみ ※役員名簿、組合定款・規約を添付	○	○
14	官公需適格組合証明書(写)	官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合のみ ※官公需適格組合証明がある方で特例措置を受けた場合は、審査対象者ごとの総合評定値通知書(書類番号6)も併せて提出ください。 なお、審査対象者数は10者までです。	○	○
15	技術職員名簿	本社が市内にあるすべての事業者、及び、本社が市外にある「舗装工事」の登録希望者で総合評定値通知書の一級技術職員数が1名以上の事業者 ※総合評定値通知書の技術職員数に対応するものとし、経審査後に変動があった場合は、最新のものと合わせて2部提出してください。	◎	○
16	舗装工事登録希望者調書	「舗装工事」の登録希望者 ※経審査で申請した一級技術職員(業種:舗装に限る)で一般社団法人日本道路建設業協会が実施している舗装施工管理技術者(1級又は2級)の資格を有する者がいる場合は、うち2名分の資格者証のコピーを添付(有資格者1名のみ場合は1名分を添付) (綴り込まずに提出)	○	○
17	塗装工事登録希望者調書	本社が市内にある「塗装工事」の登録希望者 (綴り込まずに提出)	○	×
18	配管技士名簿	本社が市内にある「水道施設工事」の登録希望者 (綴り込まずに提出)	○	×
19	社会保険等の加入状況を証明する書類	総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」・「健康保険加入の有無」・「厚生年金保険加入の有無」のいずれかの欄に「無」と記載されている場合は必須		
		「雇用保険加入の有無」欄に「無」と記載されている場合 ・労働保険概算・確定保険料申告書の写し及び直近の領収済通知書の写し 等 「健康保険加入の有無」欄又は「厚生年金加入の有無」欄に「無」と記載されている場合 以下のいずれかひとつ ・健康保険及び厚生年金保険料の納入に係る直近の領収証書の写し ・社会保険料納入証明書の写し(申請書提出日の直前3ヵ月以内に発行されたもの)	○	○

— 次ページに続きます —

●以下は、本社が市内にある格付6業種（土木・建築・電気・管・舗装・水道施設）登録希望者のみ提出

書類 番号	提出書類		本社の住所		
			市内	市外 (県内・県外)	
20	子育て支援、 ワーク・ライフバランス 添付書類 注) 記入要領参照 ア) に該当する場合は+10点 イ) に該当する場合は+5点 ※ア)、イ)、それぞれについて加算		ア) 育児休業取得実績		
			公共職業安定所が発行する「育児休業給付受給資格確認通知書」、「育児休業給付金支給決定通知書」又は「出生時育児休業給付金支給決定通知書」の写し1名分 (育児休業給付金の申請をしていない場合は、育児休業証明書(任意様式)及び出勤簿等の休業取得期間を確認できるものの写し)	○	×
			上記の者の雇用保険被保険者証の写し	○	×
			上記の者の健康保険証の写し	○	×
21	障がい者雇用 添付書類 注) 記入要領参照 該当する場合は +10点	法定雇用義務 (公共職業安定所に「障害者雇用状況報告書」の提出義務)がある事業者 法定雇用義務 (公共職業安定所に「障害者雇用状況報告書」の提出義務)がない事業者	公共職業安定所に提出した、資格審査基準日直前の6月1日現在の「障害者雇用状況報告書(事業主控)」の写し	○	×
			法定雇用率の達成に足る人数+1名分の障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか)の写し	○	×
			上記の者の雇用保険被保険者証の写し	○	×
			上記の者の健康保険証の写し	○	×
			1名分の障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか)の写し	○	×
			上記の者の雇用保険被保険者証の写し	○	×
22	正社員採用添付書類 注) 記入要領参照 採用正社員1名につき+5点(女性である場合は+8点) ※最大3名分		評価対象期間内に採用した正社員の雇用契約書又は雇用通知書(契約期間の定めのないもの)の写し ※最大3名分提出	○	×
			上記の者の雇用保険被保険者証の写し	○	×
			上記の者の健康保険証の写し	○	×
23	エコアクション21 または エコ通勤優良事業所 添付書類 注) 記入要領参照 いずれかに該当する場合 +5点		資格審査基準日において有効な、エコアクション21の認証・登録証の写し		
			又は 資格審査基準日において有効な、山形市内に所在する事業所のエコ通勤優良事業所認証登録証の写し	○	×
24	女性技術者雇用添付書類 注) 記入要領参照 女性技術者1名につき+5点 ※最大3名分		正社員として雇用している女性技術者の雇用契約書又は雇用通知書(契約期間の定めのないもの)の写し ※最大3名分提出	○	×
			上記の者の雇用保険被保険者証の写し	○	×
			上記の者の健康保険証の写し	○	×
			※上記の者が技術職員名簿(書類番号15)に記載がない(変更後のものにのみ記載がある)場合のみ 上記の者の資格者証・免状等の写し	○	×

書類 番号	提出書類	本社の住所		
		市内	市外 (県内・県外)	
25	社会貢献、ボランティア活動調書 注) 記入要領及び調書内の「記載にあたっての留意事項」参照 ア)、イ)、それぞれについて +5点 ア) 災害協定に基づく活動実績の場合 「災害協定に基づく活動」欄を記入のうえ、証明欄に協定の相手方の代表者等の署名を受ける。 ※証明欄への署名に代えて、下記のいずれかの書類添付でも可 ・国・自治体が発行する活動証明書(写し可) ・協定書の写し及び国・自治体へ提出した活動報告書等の写し	○	×	
	イ) ボランティア活動実績(4回)の場合 「ボランティア活動-①」～「ボランティア活動-④」欄を記入のうえ、それぞれの証明欄に施設の管理者又はボランティア活動主催者(参加型の場合)の署名を受ける。 ※証明欄への署名に代えて、下記のいずれかの書類添付でも可 ・施設管理者、ボランティア活動主催者等が発行する活動証明書(写し可) ・山形県の「ふるさとの川愛護活動支援事業」又は「ふれあいの道路愛護事業」については、県に提出した活動報告書、実績報告書の写し ・その他、ボランティア活動の実績が確認できるもの	○	×	
26	建設工事 優秀技術者表彰 受賞者雇用等 添付書類 注) 記入要領参照 受賞者1名につき +5点 ※最大3名分	令和元年度から令和4年度までの期間に山形市建設工事優秀技術者表彰制度に基づく受賞歴(特別賞を除く)のある技術者の以下の書類 ※最大3名分提出 正社員として雇用している場合 雇用契約書又は雇用通知書(契約期間の定めのないもの)の写し 雇用保険被保険者証の写し 健康保険証の写し	○	×
	常勤役員として委任している場合 登記事項証明書の写し(申請書提出日の直前3ヵ月以内に発行されたもの) 健康保険証の写し	○	×	

**令和5・6年度
競争入札参加資格審査申請書及び総括表 記入要領
— 建設工事 —**

1 申請書の記入方法

- (1) この申請は、山形市、山形市上下水道部及び市立病院済生館共通の資格審査申請となります。
- (2) 新規・更新の区分については、過去に山形市競争入札参加資格者名簿への登載があった場合は「更新」とし、登載がなく新規に申請する場合は「新規」としてください。
- (3) 申請者は本社の代表者としてください。委任した場合も申請者は本社の代表者となります。

2 総括表の記入方法

※「総括表【記入例】」(本書P11)と併せて参考にし、記入してください。

- (1) A3版で提出してください。

(2) 本社、委任先登録別の記入方法

①【本社が市内の場合】

表番号 1～11、22～27、29～41 欄を記入してください。(12～21、28 欄は記入不要です。)
ただし、表番号 31 欄は舗装の登録希望者のみ、33～41 欄は格付 6 業種(土木・建築・電気・管・舗装・水道施設)の登録希望者のみ記入してください。

②【本社が市外で委任先を登録しない場合】

表番号 1～11、22～27、29～32 欄を記入してください。(12～21、28、33～41 欄は記入不要です。)

ただし、表番号 31 欄は舗装の登録希望者のみ記入してください。

③【本社が市外で委任先を登録する場合】

表番号 1～32 欄を記入してください。(33～41 欄は記入不要です。)

なお、表番号 29・30 欄は、**委任先がもつ建設業許可業種のみが登録希望業種の対象**となります。

また、表番号 31 欄は舗装の登録希望者のみ記入してください。

(3) 委任先として登録できるのは、**入札及び見積りの件、請負契約締結の件、請負代金請求及び受領の件**すべてが委任されている方に限ります。

上記 3 件の委任行為が委任状に記されていない方を委任先にすることはできません。

3 表番号ごとの記入方法

表番号 1 フリガナ欄は、法人の種類を除いた商号を記入してください。

表番号 2 商号・名称欄は、「株式会社」等、法人の種類を表す文字については、略号(「株」等)を用いないで記入してください。

表番号 4 姓及び名前の間は一文字空けてください。(表番号 14 の欄も同様)

表番号 5 所在地区分欄は、本社所在地により○を記入してください。(表番号 15 の欄も同様に、委任先所在地により○を記入)

表番号 7 住所・所在地欄は、住所が市外及び県外の場合は都道府県から記入し、市内のときは「山形県」を除いて記入してください。また、丁目及び番地については「-」(ハイフン)等で省略せずに記入してください。(表番号 17 の欄も同様)

表番号 8 方書(ビル名等)欄は、ビル等の名称を記入してください。(表番号 18 の欄も同様)

表番号 9～10 電話番号及び F A X 番号欄は、市外局番、市内局番及び番号を「-」(ハイフン)で区切り、カッコは使用しないでください。(表番号 19～20 の欄も同様)

表番号 11 Eメールアドレス欄は、電子入札での執行案件にかかる設計図書データをダウンロードいただく際に必要となる、案件ごとのパスワード等を受信するメールアドレスを記入してください。

なお、委任先を登録する場合は表番号 21 に上記のメールアドレスを記入し、表番号 11 には本社・本店において、業務上、主に使用するメールアドレスを記入してください。

* 本市(まちづくり政策部)における電子入札での執行案件にかかる設計図書については、本市公式ホームページ内「入札用設計図書ダウンロード」ページより、データをダウンロードしていただく形としております。このうち、一般競争入札案件については、ダウンロードページの URL と案件ごとのデータファイル展開用のパスワードを、対象となる業種・格付に登録されているすべての事業者あてに、電子メールでお知らせしております。(指名競争入札案件については電子入札システムにおける指名通知書に記載)

表番号 13 受任者役職欄については、東北支店長→支店長、山形営業所長→所長と記入してください。

表番号 22～25 総合評定値通知書の内容により記入してください。

表番号 26 総従業員数欄は、申請者の総従業員数を記入してください。臨時雇用者を除き、法人は常勤役員を、個人は事業主を含むこと。事業協同組合の場合は、組合員の職員も含むこと。(事業協同組合調書の内容により記入。)

表番号 27 登録先①の従業員数欄は、本社・本店(主たる営業所)の従業員数を記入してください。(表番号 26 の内数)

表番号 28 登録先②の従業員数欄は、委任先支店等の従業員数を記入してください。(表番号 27 との和が表番号 26 の内数)

表番号 29 建設業の種類欄(表番号 29)は、土木一式・建築一式・電気・管・舗装工事のうち登録を希望する業種の、建設業の区分(一般:「1」・特定:「2」)、総合評定値通知書に記載の総合評定値(P)の点数、技術者(一級、監理補佐、二級、その他)の人数(いない場合は「0」)を記入してください。

表番号 30 建設業の種類欄(表番号 30)は、表番号 29 の5業種以外の24業種のうちから登録を希望する業種(最大5業種)の、番号、略称を下の業種区分表から選び記入のうえ、建設業の区分(一般:「1」・特定:「2」)、総合評定値通知書に記載の総合評定値(P)の点数、技術者(一級、監理補佐、二級、その他)の人数(いない場合は「0」)を記入してください。

一 業 種 区 分 表 一

表番号 29	業種区分	番号	略称	業種区分	番号	略称
	土木一式工事	01	土	管工事	09	管
建築一式工事	02	建	舗装工事	13	舗	
電気工事	08	電				

表番号 30	業種区分	番号	略称	業種区分	番号	略称
	大工工事	03	大	防水工事	18	防
	左官工事	04	左	内装仕上工事	19	内
	とび・土工・コンクリート	05	と	機械器具設置工事	20	機
	石工事	06	石	熱絶縁工事	21	絶
	屋根工事	07	屋	電気通信工事	22	通
	タイル・れんが・ブロック工事	10	タ	造園工事	23	園
	鋼構造物工事	11	鋼	さく井工事	24	井
	鉄筋工事	12	筋	建具工事	25	具
	しゅんせつ工事	14	しゅ	水道施設工事	26	水
	板金工事	15	板	消防施設工事	27	消
	ガラス工事	16	ガ	清掃施設工事	28	清
	塗装工事	17	塗	解体工事	29	解

◆ 本市における登録希望業種について

※ 登録を希望することができる業種の数下記のとおりです。

表番号 29	土木一式・建築一式・電気・管・舗装より、 最大5業種	最大 10 業種
表番号 30	上記以外の 24 業種より、 最大5業種	

※ 委任先を登録する場合は、当該委任先支店・営業所等がもつ建設業許可業種以外は登録できません。

《建設業の許可及び経営事項審査について》

建設業を営もうとする場合は、建設業の種類ごとに国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受ける必要があること、また、公共工事を直接請け負おうとする場合は、経営に関する事項についての審査（経営事項審査、経審）を受ける必要があることが、建設業法に定められています。

なお、山形市、山形市上下水道部及び市立病院済生館が発注する建設工事に関しては、請負金額にかかわらずそのすべてにおいて、建設業の許可及び経営事項審査を受けている者のみを契約の相手方に選定することとしています。

したがって、山形市競争入札参加資格審査を申請する場合は、希望する業種に係る建設業の許可及び経営事項審査を受けていることが必須条件となります。

表番号 31 舗装技術者数欄は、経審で申請した舗装工事の一級技術者の内、舗装施工管理技術者（1級又は2級）の資格者数を次のとおり記入してください。

2人以上の場合：「2」、1人の場合：「1」、資格者がいない場合：「0」

※「2」又は「1」を記入する場合は、「舗装工事登録希望事業者調書」（書類番号 16）の添付が必要です。

表番号 32 他事業者との資本関係等の欄は、「資本関係等のある会社等調書」記入要領・記入例（山形市公式ホームページよりダウンロード）を参照のうえ、山形市の入札参加資格者名簿に登録されている（資格審査申請している）建設工事業者との間に、該当する関係がある場合は有の欄に「○」を、該当する関係がない場合は無の欄に「○」を記入してください。

◇ 表番号 33～41 については、発注者別評価点に関する事項です ◇

本社が市内にある格付6業種（土木・建築・電気・管・舗装・水道施設）の登録希望者のみ記入してください。

表番号 33～34 子育て支援、ワーク・ライフバランスの欄は、下記ア、イに該当する場合、それぞれ○を記入してください。

ア) 評価対象期間（P 1 参照）内に育児休業（女性社員：30日以上、男性社員：7日以上）を取得した社員を、資格審査申請時点において継続して雇用している。

イ) 資格審査基準日（P 1 参照）において、日本健康会議の「健康経営優良法人」に認定されている。

<提出書類>

ア) について

・公共職業安定所が発行する「育児休業給付受給資格確認通知書」、「育児休業給付金支給決定通知書」又は「出生時育児休業給付金支給決定通知書」の写し1名分

・上記の者の雇用保険被保険者証の写し

・上記の者の健康保険証の写し

（育児休業給付金の申請をしていない場合は、育児休業証明書（任意様式）及び出勤簿等の休業取得期間を確認できるものの写し）

イ) について

・資格審査基準日において有効な、健康経営優良法人の認定を受けたことを証する認定証の写し

表番号 35 障がい者雇用の欄は、下記の各項目に該当する場合は、「○」を記入してください。

ア) 法定雇用義務（公共職業安定所に「障害者雇用状況報告書」の提出義務）がある事業者

・資格審査基準日において、「障害者雇用促進法」第43条に基づく**法定雇用率の達成に足る人数＋1人以上**の障がい者を雇用（*）し、かつ、資格審査申請時点においてその者を継続して雇用している。

* 「障害者雇用状況報告書」の⑭欄の数式にあてはめた**実際の算出値**が－1.0以下となる場合が該当します。

- イ) 法定雇用義務（公共職業安定所に「障害者雇用状況報告書」の提出義務）が**ない**事業者
 ・資格審査基準日において、**1人以上**の障がい者を雇用し、かつ、資格審査申請時点においてその者を継続して雇用している。

<提出書類>

- ア) 法定雇用義務（公共職業安定所に「障害者雇用状況報告書」の提出義務）が**ある**事業者
 ・公共職業安定所に提出した、資格審査基準日直前の6月1日現在の「障害者雇用状況報告書（事業主控）」の写し
 ・法定雇用率の達成に足る人数＋1名分の障害者手帳（身体障害者手帳（1級～6級又は7級の障がい2つ以上が重複するもの）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）の写し
 ・上記の者の雇用保険被保険者証の写し
 ・上記の者の健康保険証の写し
- イ) 法定雇用義務（公共職業安定所に「障害者雇用状況報告書」の提出義務）が**ない**事業者
 ・1名分の障害者手帳（身体障害者手帳（1級～6級又は7級の障がい2つ以上が重複するもの）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）の写し
 ・上記の者の雇用保険被保険者証の写し
 ・上記の者の健康保険証の写し

※ 「障害者雇用状況報告書」の提出義務

常時雇用労働者数（除外率が適用される業種については除外率により控除した人数）が 43.5人以上の事業所は、公共職業安定所に毎年6月1日現在の「障害者雇用状況報告書」の提出が義務付けられています。

なお、障がい者雇用対策及び障がい者法定雇用率制度の詳細については、山形労働局（023-626-6101）へお問い合わせください。

※ 公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の内容と資格審査基準日の状況に変更があった場合は、変更前と変更後の「障害者雇用状況報告書（事業主控）」を提出してください。

表番号 36 正社員採用の欄は、評価対象期間内に採用し、かつ、資格審査申請時点において継続して雇用している正社員の人数及びそのうちの女性の人数を、次のとおり記入してください。

3人以上の場合：「3」、2人の場合：「2」、1人の場合：「1」、該当のない場合：「0」

<提出書類>

- 最大3名分の、
 ・雇用契約書又は雇用通知書の写し（期間の定めのないもの）
 ・雇用保険被保険者証の写し
 ・健康保険証の写し

表番号 37 エコアクション21またはエコ通勤優良事業所認証・登録の欄は、資格審査基準日においてエコアクション21の認証・登録を受けている場合、又は山形市内に所在する事業所においてエコ通勤優良事業所の認証・登録を受けている場合は、「○」を記入してください。

<提出書類>

次のうちいずれかひとつ

- ・資格審査基準日において有効な、エコアクション21の認証・登録証の写し
 ・資格審査基準日において有効な、山形市内に所在する事業所のエコ通勤優良事業所認証登録証の写し

表番号 38 女性技術者雇用の欄は、資格審査基準日において正社員として雇用しており、かつ、資格審査申請時点において継続して雇用している女性の技術者^(*)の人数を、次のとおり記入してください。

3人以上の場合：「3」、2人の場合：「2」、1人の場合：「1」、該当のない場合：「0」

*この場合の技術者は、総合評定値通知書の技術職員数に対応する「技術職員名簿」（書類番号15）に記載されている者又は記載されうる資格を有する者とします。

<提出書類>

最大3名分の、

- ・雇用契約書又は雇用通知書の写し（期間の定めのないもの）
- ・雇用保険被保険者証の写し
- ・健康保険証の写し
- ・技術職員名簿に記載がない（変更後の技術職員名簿にのみ記載がある）者については、その者の資格者証・免状等の写し

表番号 39～40

社会貢献、ボランティア活動の欄は、下記ア、イに該当する場合、それぞれ「○」を記入してください。

ア) 評価対象期間内に、国・自治体との災害協定に基づくパトロール、応急対策、復旧支援等の活動を行った実績がある。

イ) 評価対象期間内に、企業として、山形市内におけるボランティア活動を4回以上行った実績がある。

※ 評価対象とするボランティア活動は、①清掃・美化、②除草・せん定・間伐、③植栽・植樹、④除排雪、⑤点検・軽補修のいずれかの活動（非営利活動に限る）とします。また、企業として実施したものとし、役員や従業員の私的な活動は評価対象外とします。

※ ボランティア活動の対象施設については、以下のものを主な例としますが、特に制限はありません。

・道路 ・河川（河川敷） ・水路 ・公有林 ・公園 ・各種学校 ・幼稚園、保育所 ・医療施設 ・福祉施設 ・文化施設（ホール、展示施設等） ・地域コミュニティ施設（公民館、コミュニティセンター、地区集会所等）
--

<提出書類>

「社会貢献、ボランティア活動調書」（本市指定様式）

※ 「社会貢献、ボランティア活動調書」の記入要領等については、申請要領（本書）P5及び調書内「記載にあたっての留意事項」を参照してください。

表番号 41

建設工事優秀技術者表彰受賞者雇用等の欄は、資格審査基準日において正社員として雇用又は常勤役員として委任しており、かつ、資格審査申請時点において継続して正社員として雇用又は常勤役員として委任している、令和元年度から令和4年度までの期間に山形市建設工事優秀技術者表彰制度に基づく受賞歴のある技術者の人数を次のとおり記入してください。

なお、優良建設工事特別賞は対象外となります。

3人以上の場合：「3」、2人の場合：「2」、1人の場合：「1」、該当のない場合：「0」

<提出書類>

最大3名分の以下の書類

正社員として雇用している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書又は雇用通知書の写し（期間の定めのないもの） ・雇用保険被保険者証の写し ・健康保険証の写し
常勤役員として委任している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・健康保険証の写し

競争入札参加資格審査申請の変更届について

このたびの申請にかかる競争入札参加資格有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。この期間内において、申請事項に変更等が生じた場合には、必要書類を添えて「競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」等の提出をお願いします。（郵送可）

また、経営事項審査（経審）の有効期間は1年7ヵ月です。経審の有効期限が過ぎた場合には公共工事の入札に参加することができなくなりますので、有効期間が途切れないよう受審していただくとともに、受審後の総合評定値通知書を受領した際は速やかに、写しの提出をお願いします。（郵送可）

入札参加資格審査申請変更届 必要書類一覧

		必要書類・添付書類																								
		競争（指名競争） 申請書変更届	競争（指名競争） 申請書（業種追加）	建設工事競争入札参加資格 承継申請書	暴力団排除に関する誓約書	登記事項証明書（写）	印鑑証明書（原本）	委任状	使用印鑑届	営業所一覧	許可証明書（写） （又は許可通知書）	総合評定値通知書（写）	県提出分の変更届（写）	工事（業務）経歴書	技術職員名簿	舗装工事登録希望者調査	塗装工事登録希望者調査	配管技士名簿	定款	（合併・分割）契約書	株主総会議事録	被承継者の登録抹消届	発注者別評価点確認資料			
変更 事項	1	商号又は名称	○			○	○																			
	2	組織（個人→法人）	○			○	○	○																		
	3	代表者	○			○	○		●																	
	4	本社住所	○				○																			
	5	資本金	○				○																			
	6	印鑑（本店の実印）	○					○																		
	7	代理人（受任者）の氏名	○						○																	
	8	代理人（受任者）の役職名	○						○																	
	9	代理人（受任者）の使用印鑑	○							○																
	10	委任先の名称	○						○																	
	11	委任先の住所、電話・FAX 番号	○																							
	12	現登録委任先の変更	○						○	○	○	○														
	13	登録委任先以外の、 山形市内営業所等の新設・廃止									○	○														
	14	許可の変更（一般→特定 など）	○									○														
	15	許可の更新										○														
	16	経審の総合評定値通知書の更新											○													
	17	技術者職員													○											
	18	業種追加		○							●		○		○	●	●	●	●							●
	19	合併・子会社の統合 など			○	○	○	○	○	●	○	●	○	○							○	○	○	○	○	

○…必須 ●…該当する場合のみ

電子入札について

本市では、建設工事・建設工事関連業務（測量・建設コンサルタント等）の入札及び見積り合わせに電子入札を利用しております。

電子入札により執行する案件の入札に参加いただくためには、このたびの資格審査申請による競争入札参加資格者名簿への登録とともに、本市電子入札システムの利用者登録が必要となります。電子入札利用者登録等、電子入札システムの利用方法につきましては、本市公式ホームページ内「電子入札システム・ポータルサイト」に掲載しておりますのでご確認ください。